

< 論文 >

大学の障害学生における合理的配慮提供に関する検討¹ —教員アンケート結果を中心に—

金 彦 志

1. はじめに

2016年4月、障害の有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）が施行された。「障害者差別解消法」により、高等教育機関において障害のある学生への差別的扱いの禁止が法的義務となり、合理的配慮の提供に関しては、国公立大学及び高等専門学校においては法的義務であり、私立大学は努力義務となった。アメリカでは、1973年、障害に基づく排除・差別の禁止を定めた障害者リハビリテーション法第504条（Rehabilitation Act of 1973）が成立し、大学等高等教育機関の事業一切もこの法律の適用範囲であることが明記されている（小笠原, 2016）。また、イギリスでは、1990年代から高等教育機関における障害者差別禁止が義務づけられ、障害学生支援の体制整備が進められてきた（五味, 2018）。

文部科学省は2012年「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第1次まとめ）」を公開し、2015年には「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を定め、大学等の高等教育機関における障害のある学生への合理的配慮（reasonable accommodation）の考え方を示した。大学における合理的配慮とは、「障害のある者が他の者と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとした」と定義されている（文部科学省, 2012）。このような状況の中で、大学等の高等教育機関における障害学生支援のあり方は大きな転換期を迎えている。大学等においては、これらの考え方を理解し、障害のある学生への合理的配慮の提供のための取組を進めることが不可欠である。

このような背景のなかで、高等教育機関に在籍する障害学生数は増加し続けている。日本学

¹ 本研究は、日本DL学会第27回大会での発表を踏まえ、執筆したものである。

生支援機構（2018）の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」によると、2017年5月現在における障害学生数は31,204人（全学生数の0.98%）、障害学生在籍校数は914校（全学校数1,170校の78.1%）であり、8割近くの大学に障害学生が在籍しており、障害学生への支援に注目が高まっている。図1で示すように、大学等に在籍している障害学生数は年々増加しており、2014年度の障害学生数4,127人から大幅に増加した。これらの背景には、2013年の「障害者差別解消法」制定と施行後、各大学等において障害学生の把握と支援体制の整備が一層進んでいることが推測される。最も学生数が多い障害は、病弱・虚弱（10,443人）で、ついで精神障害（8,289人）、発達障害（5,174人、診断書有）、肢体不自由（2,555人）となっている。この3年間での比率に注目すると、肢体不自由、聴覚障害、視覚障害学生はほぼ変化がないが、病弱・虚弱、精神障害、発達障害の比率は急増している。特に、発達障害学生の場合、調査が開始された平成18年度127人から平成29年度5,147人まで、大幅に上昇している。柏原（2016）は、肢体不自由、聴覚障害、視覚障害を従来型の障害学生とした場合、それ以外の障害学生が急増しており、そのような学生への対応が直近の課題であると述べている。これらの障害学生がもつ困難の種類は多様で個別性が強いことから、大学等が提供する合理的配慮の内容や範囲も広範囲にわたることが考えられる。

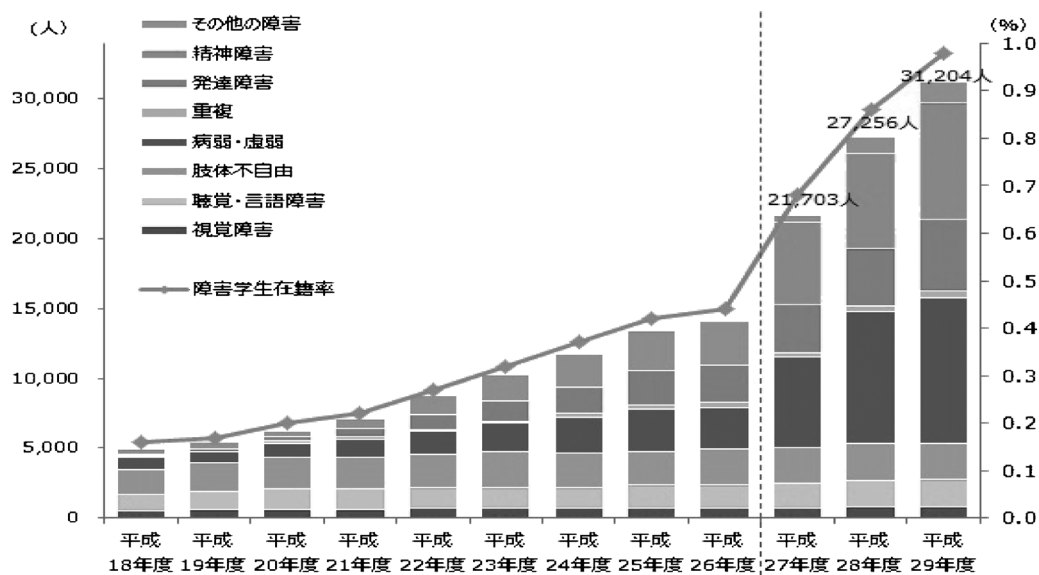


図1 大学等に在籍する障害種別障害学生数の推移 日本学生支援機構（2018）

一方、日本学生支援機構（2018）によると、調査対象の大学と短期大学は全部で1,113校であり、そのうち922校（約83%）が私立である。また、障害学生数をもっとも多いのも私立大学（21,014人）で、年々増加している。しかし、楠本・八木・広瀬（2010）は、多くの小規模私立大学においては、障害学生支援のためのシステムチックな制度が十分ではないことを指摘している。合理的配慮提供に関しても、障害の特徴に応じて学生との対話や大学との協議の中で配慮内容を決定することが求められているが、合理的配慮提供までのプロセスや支援システムが十分に整備されていない私立の小規模大学の場合、手探りで支援を行っている状況である（生井・田中・眞榮城, 2017）。特に、発達障害の場合、障害特性から一人一人のニーズや支援内容が異なることから、合理的配慮提供に関しても個別の支援が必要とされる。

そこで本研究では、障害学生の修学に必要な支援体制と合理的配慮のあり方について論じる。また、本学で試みた、適切な合理的配慮提供につながる支援体制構築について検討すると共に、合理的配慮提供に関する教員の評価から、合理的配慮提供の有効性及び課題について考察することを目的とする。

2. 障害学生に対する合理的配慮に関する考え方

(1) 大学等における合理的配慮

障害者の権利に関する条約第二十四条には、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度（inclusive education system）等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、個人が必要とする合理的配慮が提供されることを位置付けている。この条約には、障害は病気や事故から生じる個人の問題と考える「医学モデル」から、障害は主に社会が作り出しているという「社会モデル」の考え方が反映されており、合理的配慮（第二条）については「合理的配慮とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義している。また、障害者差別解消法においては、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することによって生ずるものという、「社会モデル」の考え方を取り入れており、この社会的障壁を除去するために合理的配慮が求められるとしている。これらの考え方は、大学等における障害学生支援においても、支援ニーズは障害学生の障害名に固定的にあるのではなく、大学生活や修学の中で周囲の環境や人々との関連性によって多彩な状態を示すものであり、基礎的環境の整備が強く求められる。石井（2015）は、大学等における合理的配慮という概念について、障害学生が学ぶとき、そこ

にあるさまざまな制約をもたらす原因となる社会的障壁をできる限り少なくするため、教育環境の変更・調整を行うことであると指摘している。

2012年に文部科学省が公開した「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第1次まとめ）」には、大学等における合理的配慮の考え方について、大学等が個々の学生の状態、特性等に応じて提供するもので、多様かつ個性が高いものとされている。この「第1次まとめ」の進捗状況を踏まえ、2017年3月の「第2次まとめ」では、合理的配慮について、社会モデルによる理解が不可欠であること、具体的な内容としては大学等における実施体制、合理的配慮の決定手順、紛争解決の第三者組織が求められている。紛争とは、大学等と学生双方の欲求が同時に充足されていない状況で、相互に要求と拒絶を行っているプロセスを意味する（日本学生支援機構, 2018）。合理的配慮の有無と内容について話し合いをする際には、紛争と建設的対話の二つの側面が混在することがあり、学生の意向を尊重しつつ紛争を適切にコントロールすることが必要とされる。また、この紛争の解決のために第三者機関を学内に設置することは今後の大学等の課題でもある。

(2) 合理的配慮内容の決定手順

合理的配慮の検討と提供は、原則として学生本人からの申し出によって始まる。大学等は、障害学生の困り感やニーズを把握し、合理的内容を一方的に決めるのではなく、学生本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重し、支援の内容を具体的に検討することが必要である。このように学生が主体であることが求められているが、ほとんどの障害学生は合理的配慮についての知識がなく、高等学校までの教育では自分で配慮内容を決定する経験が少ないことから、自分から権利を訴え、教育的ニーズを主張することは難しいと考えられる。これらのことから、文部科学省（2012）は「第1次まとめ」で、合理的配慮を提供するにあたり、大学等が指針とすべき基本的な考え方について以下の6点を挙げている。

- ①機会の確保：障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保すること、また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持すること。
- ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示すこと。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うこと。
- ④教育方法等：大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、必要かつ適切な情報保障を行うこと。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めること。
- ⑥施設・設備：大学等施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推

進できるように配慮すること。

また、「第2次まとめ」では、合理的配慮の内容を決定する際の手順は、一方向のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、建設的対話、モニタリングの内容を踏まえて、その都度繰り返されるものと示している。合理的配慮は、大学在学中、常に同じ内容を提供すればよいわけではない。講義の種類や教育環境により学生のニーズも変化する可能性があるので、配慮の結果についてその妥当性や提供した支援後の状況をモニタリングし、内容の調整を行う必要があるだろう。さらに、建設的対話においては、本人の意思決定を重視し、一方的に合理的配慮の内容の決定が行われることは避けること、本人が自ら求める支援内容の説明や意思決定を行うことが困難である場合、必要に応じて本人が保護者や支援者の援助を受けることができるようにすることも重要である。

一方で、合理的配慮内容の妥当性を判断する際、教育の目的・内容・評価の本質を変えないという原則がある。本質を変えず、過重な負担にならない範囲において、教育の提供方法を調整することが求められる。すべての場合に共通する標準的な合理的配慮はないため、教室などの物理的環境や講義の方法、カリキュラムなどを個々の障害のある学生が参加しやすい方法で、柔軟に調整することが、もっとも妥当な配慮と言える。

(3) 本学での取り組み

このように、合理的配慮についての考え方を理解し、障害学生への合理的配慮の提供のための取組を進めることが必要とされていることから、本学では、2016年度から学生相談・特別支援センター運営委員会を立ち上げ、障害のある学生を対象とした合理的配慮の提供に関する対応について審議している。また、障害学生に対する合理的配慮提供までの手続きをまとめ(図2)、学内ウェブサイトに掲載している。修学上の合理的配慮の提供に関する依頼があった場合、「学生との面談→特別な支援の必要性を検討→事前協議(学科と担当者)→依頼文書の作成→学科との支援内容の協議を経て配慮依頼文書完成→科目担当者への配布」の手順で合理的配慮を提供する。また、この流れや具体的な対応内容については、FD研修会で共有している。その結果、合理的配慮提供までのプロセスが学内で共通理解され、合理的配慮提供までの時間の削減につながった。

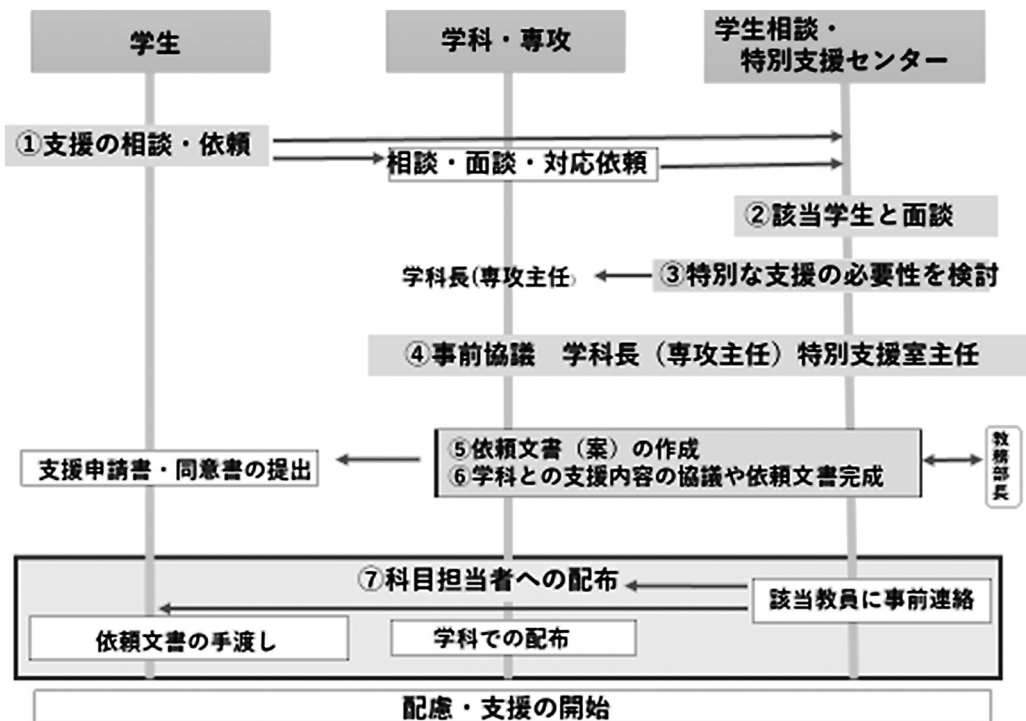


図2 合理的配慮提供までの手続き

一方、日本学生支援機構（2018）の調査結果によると、発達障害学生数は急増しており、診断を有する発達障害の学生は5,174人、診断書はないが支援を受けている発達障害の疑いがある学生は3,191人としている。野呂（2011）は、発達障害の学生が大学生活において抱える困難を学習面と生活面の二つの側面から示しており、学習面での困難のみを抱えている学生もいれば、生活面での困難が大きく、その影響によって学習上の困難が派生してしまう場合も少なくないとしている。発達障害学生の場合、自分の特徴や問題を自覚しづらく、他者に適切に支援を求める意思表示が苦手な場合もあり、どのような配慮が有効か、またその配慮が妥当かを判断することは難しいと考えられる。そのため、合理的配慮文書の作成にあたっては、事前に「配慮依頼事項リスト」をまとめ、障害種別で標準化することを検討した。このリストには、障害種別毎に、「場面」「その場面においてどのような困難があるか」「その困難に対してどのような支援が考えられるか」が具体的に記載されている。例えば、発達障害の場合、「講義→決まった席でない→座れない→座席配慮（座席指定、グループ活動での座席配慮など）」のように、困難な場面と支援方法について50項目を挙げている。合理的配慮文書作成の際は、各学生に当てはまる項目をリストから選択することで、文書作成の時間が短縮され、具体的に何をどのように支援すべきかが明確になったと考える。個々の学生の特徴やニーズによっては、

このリスト項目に当てはまらない状況や支援内容がある場合も考えられるので、今後学生のニーズに対応しながら教員の過重な負担にならない範囲で修正・追加について検討する必要がある。

3. 合理的配慮についての大学教員の意識

(1) 調査の目的と方法

学生を指導するのは教員であり、教員の障害のある学生への理解や指導方法は何より重要な意味をもつ。しかし、一人一人の支援のニーズが異なることや合理的配慮についても具体的に何をどのように支援すべきかについて規定はないため、日々学生を指導している教員にとっては困難が多い。そこで、教員の障害学生支援に対する理解を深め学生支援のために、教員が求めている支援内容を把握することが必要であると考え、障害のある学生支援についての現状と大学で実施している障害学生支援体制や合理的配慮についての意見を求めるアンケート調査を実施した。

①調査対象者

2017年度前期・後期において、本学で開講された授業を担当した教員（常勤・非常勤）を対象にした。

②調査期間と手続き

2018年2月26日から3月5日にかけて教員用のEメールで送信し、WEBフォームからの回答を求めた。

③質問紙の内容

質問項目は、フェイスシート、FD研修会の参加有無とその感想、合理的配慮を含む障害学生支援体制や具体的な支援内容で設定した。

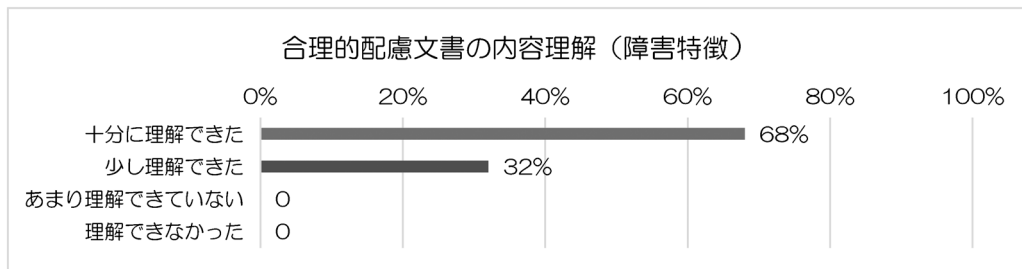
(2) 調査結果

最終的に171名より回答を得られた。そのうち、学内専任教員は62名（36%）、学外非常勤講師は109名（64%）であり、104名（61%）の教員が2017年度のFD研修会「障害のある学生受け入れ体制と整備」、「発達障害のある学生の理解と支援」に参加していた。研修会に参加した教員の64名（82%）が、障害のある学生への支援を行う上で研修会参加が役に立ったと回答した。

合理的配慮提供についての質問項目は、①今年度合理的配慮依頼文書を受け取ったか、②合理的配慮依頼文書の内容から、対象学生の障害の特徴を理解できたか、③合理的配慮依頼文書の内容から、配慮内容と方法は理解できたか、④合理的配慮依頼文書は障害のある学生を指導す

る上で役に立ったか、の4項目を設定した。その結果を以下に示す。

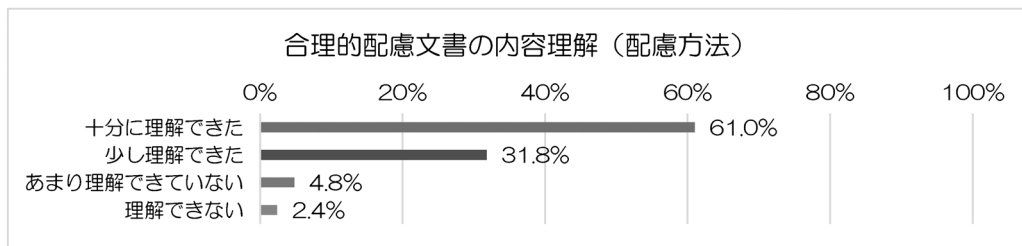
- ①障害のある学生からの配慮依頼文書は、171名のうち41名が受け取った。
- ②対象学生の障害の特徴については、十分理解できた28名(68%)、少し理解できた13名(32%)であった(図3)。



(配慮依頼文書を受け取った教員41人)

図3 合理的配慮文書の内容理解 (障害特徴は十分に理解できたか)

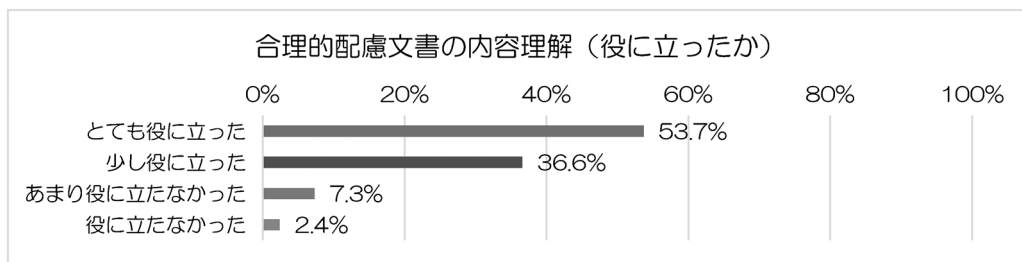
- ③配慮内容と方法については、十分理解できた25名(61%)、少し理解できた13名(31.8%)であった(図4)。



(配慮依頼文書を受け取った教員41人)

図4 合理的配慮文書の内容理解 (配慮内容と方法は十分に理解できたか)

- ④障害のある学生を指導する上では、とても役に立った22名(53.7%)、少し役に立った15名(36.6%)、あまり役に立たなかった3名(7.3%)であった(図5)。



(配慮依頼文書を受け取った教員41人)

図5 合理的配慮文書の内容理解 (障害学生を指導する上で、役に立ったか)

一方、障害のある学生へ行った支援や配慮について、今まで行ったことがあるものすべてを尋ねた結果（図6）、授業時の配慮が99人（59%）でもっとも多く、次に学内教職員との連携60人（36%）、試験時の配慮44人（26%）、学習に関する個別支援42人（25%）、個別面談・学生相談室や特別支援室との連携41人（24%）であった。

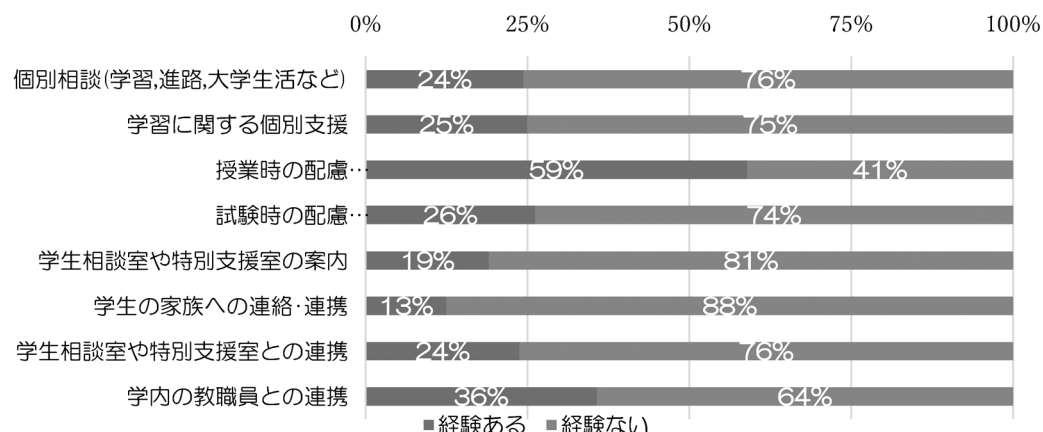


図6 障害学生への指導や配慮についての内容（複数回答）

また、障害学生本人への支援として、大学で行う必要がある支援内容について尋ねた結果（図7）、個別面談（学習、進路、大学生活など）が必要だと回答した教員が107人（64%）で最も多かった。次に個別学習指導94人（56%）、対人関係についての支援89人（53%）、対象学生自身の障害理解81人（48%）であった。

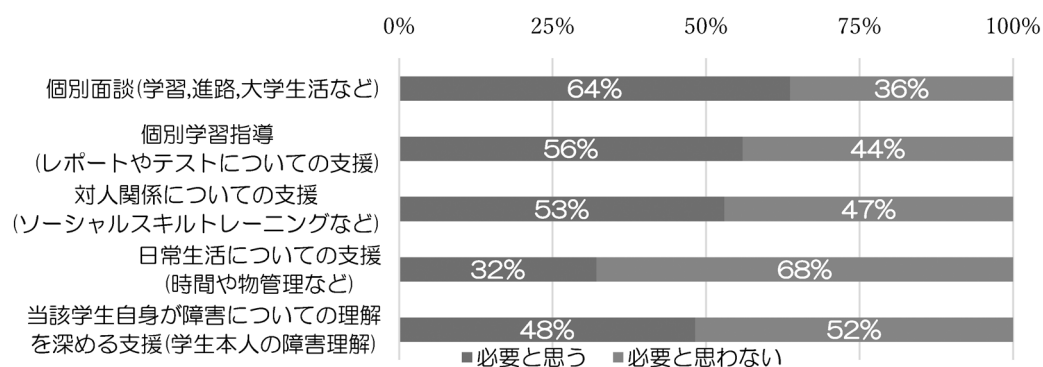


図7 障害学生に対し、大学で行う支援の必要性（複数回答）

教員への支援を充実するため、特別支援室で行っている障害学生支援の中で、教員が求めている支援について尋ねたところ（複数回答）、学生への対応についての相談をしてほしい98人（58%）、障害の特徴を理解するための資料の提供72人（43%）、複数の教職員で支援を行う際

のコーディネーター役 45 人 (27%) であった。

なお、合理的配慮提供についての自由記述 (一部) については表 1 に示す。

表 1 合理的配慮提供についての教員の意見や感想 (自由記述)

合理的配慮提供の範囲に関する意見
<ul style="list-style-type: none"> • どの程度の配慮をすべきか悩む • 周囲の理解と協力を得るにはかなりの配慮が必要 • 一斉授業の中でどのように、どの程度個別に指導・支援ができるが、配慮すべきなのか悩む • 公平性を考えながら配慮すべき • 発達障害に対する知識が少ないため、どのように対応したらいいかわからない • 合理的配慮の妥当性を判断することが難しい • 障害のある学生の受入と配慮は、大学の社会的使命だと考える • 評価においては何をどこまで配慮すべきなのか、ある程度の基準があるといい • 授業の全体を優先されるべきなので、配慮についてバランスをとることが難しい • 合理的配慮についてまわりの学生への理解も重要である
合理的配慮提供の内容 (支援方法) に関する意見
<ul style="list-style-type: none"> • 文書で、授業中の配慮についてご教示いただき、大変助かった • 発達障害の場合には、個々人の対応の仕方について、より具体的な処置方法を連絡して欲しい • 具体的な対応法のマニュアルのようなものを学内ウェブサイトで参照できるようにしてほしい • 早い段階で、障害学生についての情報がほしい • どのような指導が、その学生にとって、メリットになるのか判断できない • 大人数の講義の際には個別に丁寧に対応することが難しく、困難さを感じることもある • 障害の性質は多様であり、必要とする支援は一人一人異なるので、対応が必要な場合、教員の側にも十分な支援が欲しい • 障害があると大学側で認知されている学生については、配慮文書だけではなく、何らかの方法で具体的説明が必要

(3) 考察

教員アンケートの結果から、合理的配慮依頼文書によって、対象学生の障害特性や授業中の配慮内容が理解でき、指導する上で役に立ったことが明らかになった。このことから、合理的配慮依頼文書によって教員の障害学生の特性に応じた支援内容についての理解がある程度深まったと考えられる。理解が深まった教員はさらに、障害のある学生への支援のため、授業や試験時の配慮、学内教職員との連携、学習に関する個別支援を行っていたことも分かった。しかし、このような教員個人での支援には限界があることから、個別面談 (学習、進路、大学生活など) や個別の学習指導、対人関係の指導等についての大学からの支援を強く期待していることが明らかになった。

一方、自由記述からは、合理的配慮提供の妥当性の判断と範囲の問題、合理的配慮の観点からの指導はどこまでが望ましいのかなどの意見や大学 (学科や特別支援室など) からの具体的

な支援方法の提示を求める意見が多かった。これらのことから、合理的配慮の提供に当たっては、教育の目的の本質的な変更はしない上で、特定の教員や職員の判断によることのないよう、合理的配慮提供までの手続と決定についての関係者間での共通理解を図ることが必要であることが明らかになった。また、合理的配慮による指導が、教員に過重な負担にならないように、基礎的な環境整備や各配慮場面での具体的な対応方法の提供が求められていることも分かった。

一方で、教員が特別支援室に求めるサポートとしては、学生対応に関する相談や障害の特徴を理解するための情報提供という意見が多かった。学生相談・特別支援センターは、学内での障害学生支援に関する窓口として、その機能や活動内容について教員に十分に認知されるように情報提供を進めること、教員がセンターを活用しやすいように、具体的な合理的配慮事例を提供すると共にその成果を蓄積しながら研修会などで共有することが求められていると考える。

4. おわりに

本研究では、障害学生の修学に必要な支援体制と合理的配慮のあり方について、障害者差別解消法と文部科学省の障害のある学生の修学支援に関する検討会報告を取り上げ、検討した。また、本学で行ってきた合理的配慮提供に関する支援体制の整備と合理的配慮に対する教員の評価や問題意識について明らかにした。

大学等における合理的配慮とは、障害学生個々のニーズに応じて、過重な負担を伴わない範囲で社会的障壁を除去することである。合理的配慮の提供については、権利の主体が学生本人であることから、本人の要望に基づいた調整を行うことが求められる。障害のある学生には、入学以前から必要な情報を提供し、合理的配慮などの支援を受けやすい環境を作ることが重要である。特に、発達障害の場合、その特徴から困り感を持たず、自分にどのような支援が必要であるかについて、その意思表示ができない学生が多く存在する。このためにも自分の特徴を理解し、自分にできる対処や必要な支援方法を理解するとともに、必要な支援を要求するスキルを身に付けることは重要である。合理的配慮の決定や提供において、セルフ・アドボカシーを育てることは、今後の課題である。この意思決定過程を支援することで、学生が権利の主体になり、必要かつ合理的な配慮の提供が可能になるだろう。

一方、合理的配慮提供についての支援体制整備のためには、障害のある学生との対話による具体的な配慮内容の決定が重要であることと共に、講義で合理的配慮を提供する教員の理解やコンセンサスが必要となる。そこで、本学では、全学的な支援に向けて、発達障害を含む特別な配慮が必要な学生の早期支援のため、障害学生に対する合理的配慮提供の手続きをまとめ、

FD研修会を実施した。さらに、障害種別の配慮依頼事項リストを作成することで、速やかに多様な学生への合理的配慮提供が可能となった。特に、対応が多様で困難な発達障害の場合、想定可能なさまざまな困難場面毎に具体的な配慮内容（支援方法）を整理することで、合理的配慮の有用性についても検討できたと考えられる。しかし、発達障害の場合、個々の特徴や教育的ニーズが多様であることから、支援の合意形成、決定過程においては他の障害をもつ学生とは異なる点について考慮する必要がある（石井, 2015）、合理的配慮も具体的場面や状況に応じて異なり、個性が高いことから定式化することが困難である。今後学生のニーズに対応しながら、教員の過重な負担にならない範囲で配慮依頼事項リストの追加について検討する必要がある。また、学生から支援についての申出がある場合、より迅速に支援ができるようにするためには、学科など関連部局と配慮内容についての調整を行うためには、より効率的な情報交換や共有の機会を設けることが課題であろう。

教員アンケートの結果では、障害のある学生への合理的配慮提供依頼文書により、教員一人の判断や能力では困難である障害学生支援が、適切に対応できるようになったという意見が寄せられた。しかし、自由記述から分かるように、支援の範囲や内容決定についてはさらに検討する必要があること、他の学生との公平性を検討することが課題であろう。特に、発達障害のある学生の支援については、適切な配慮ができるよう、早い段階からの障害の特徴と具体的な対応方法についての情報提供が求められている。また、教員が大学に求めている支援としては、障害のある学生への個別面談や個別学習指導の意見が多かった。大学における支援が必要とされる学生の活動の範囲は広く、入学から卒業までの教育に関する事項については、個別面談等を通じて障害学生個々に応じた支援体制の構築が望まれる。そもそも大学の物理的環境やシステム、講義の仕方などは、障害のある学生が参加しやすい環境ではない。教員からの障害やその特徴の理解、場面に応じた適切な支援が可能になれば、合理的配慮の提供により、障害のある学生の様々な教育活動への参加が保障されると考える。

引用文献

外務省 障害者の権利に関する条約

https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html 2018年10月1日アクセス

五味洋一（2018）大学における発達障害学生支援の実践・研究の可能性を探る 日本特殊教育学会第56回大会学会企画研究委員会シンポジウム, 23

生井裕子・田中秀明・眞榮城 和美（2017）大学における障害学生への支援体制構築への提言－合理的配慮の研修会を経た教職員の意識から－ 清泉条女学院大学人間学部紀要, 14, 1-12

石井恒生（2015）高等教育機関における合理的配慮：発達障害学生支援の観点から 神戸医療福祉大学紀要, Vol.16(1), 11-17

柏原秀克（2016）私立大学等における対応指針への対応と課題 日本学生支援機構

金彦志・富永大悟・梅田真理（2018）大学における合理的配慮提供に関する支援体制の検討－発達障害のある学生を中心に－ 日本LD学会第27回大会発表論文集

- 小池有紀・若井雅之（2012）発達障害及びその疑いのある学生に対する大学教職員の意識調査 中央学院大学人間・自然論議, **34**, 25-42
- 楠本久美子・八木成和・広瀬香織（2010）大学・短期大学における発達障害及びその疑いのある学生への支援の現状と課題 四天王寺大学紀要, **49**, 447-460
- 文部科学省（2012）障害のある学生の修学支援に関する検討会報告「第1次まとめ」.
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm 2018年9月25日アクセス
- 文部科学省（2017）障害のある学生の修学支援に関する検討会報告「第2次まとめ」.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm 2018年9月25日アクセス
- 文部科学省（2015）文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針.
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm 2018年9月26日アクセス
- 内閣省 障害を理由とする差別の推進に関する法律.
http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html 2018年10月5日アクセス
- 日本学生支援機構（2018）大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書
- 日本学生支援機構（2018）合理的配慮ハンドブックー障害のある学生を支援する教職員のためにー
- 野呂文行（2011）発達障害学生の支援 障害学生支援入門, ジアース教育新社, 62-73
- 小笠原哲史（2016）高等教育機関における日本と米国の発達障害学生支援の比較 明星大学発達支援研究センター紀要, **1**, 25-38

(2018年10月9日受領、2018年11月15日受理)

(Received October 9, 2018; Accepted November 15, 2018)

**Consideration on Reasonable Accommodation for
Disabled Students in University
– Survey of university faculty concerning –**

Eonji KIM

In April 2016, Act on the Elimination of Disability Discrimination was enforced in Japan. With the enforcement of this act, all of educational institutions including university and collage are obligated to provide reasonable accommodation to the students with disabilities. In university and collage the number of disabled students and in their support has been gradually increasing year by year. In this article, we discussed in about the concept of reasonable accommodation in universities and collages. Then, we surveyed of faculty members about support system on reasonable accommodation. Based on the opinions, the following four points were indicated; 1) the importance of determining standards to provide reasonable accommodation, 2) building consensus about the support policy for disabled student, 3) providing to teachers evidence-based support methods for disabled student, 4) to share model cases among teachers by faculty development.